

国による一方的な地方交付税削減に対する意見書（案）

平成 25 年度の国の一般会計当初予算では、地方財政対策において、通常収支分の地方交付税が前年度比 2.2%減の 17 兆 624 億円にとどまっている。

これは、この 10 年あまりの国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を適切に評価することなく、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求め、それを前提として地方交付税の給与関係経費を削減したためである。

今回の措置は、「地域経済の再生なくして、日本経済の再生なし」との国と地方の共通認識からも極めて問題であり、地方交付税の削減は財政力の弱い団体ほどその影響を大きく受けることになる。また、地方公務員給与の削減は、地域経済の疲弊を深刻なものにし、デフレ脱却に逆行するものである。

本来、地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方分権の流れにも逆行するものである。また、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて許されるべきではない。

よって、国においては、国と地方の信頼関係を重視する立場から下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

1. 国と地方の信頼関係を重視する立場からも、地方との十分な協議を経ないまま、地方交付税を一方的に削減する今回のような措置は今後とらないこと。
2. 地方公務員の給与は、地方公務員法により各自治体の条例に基づき、自主的に決定されるものであり、その自主性を尊重すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 3 月 21 日

延 岡 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長